

平成22年度

# 事業報告

自 平成22年 4月 1日

至 平成23年 3月 31日

JASRAC

一般社団法人 日本音楽著作権協会

# 目 次

## 事業報告

概要	1
第1 協会の現況に関する事項	
1 一般社団法人への移行に伴う対応	
(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備	5
(2) 定款細則の整備	5
2 著作権管理に関する事業	
(1) 徴収関係事業	6
(2) 違法利用等への対応	15
(3) 資料・分配関係事業	18
(4) システム関連	20
(5) 管理手数料実施料率の見直し	21
(6) 信託契約約款の見直し	21
3 著作権の保護と著作物の円滑な利用の促進に関する事業	
(1) 著作権の保護に関する取組	22
(2) 国際関係事業	24
(3) 広報	26
4 その他	
(1) 定款の見直し	32
(2) 公正取引委員会への対応	32
(3) 東日本大震災への対応	33
(4) 社員総会、理事会等の開催	33
(5) 会員及び信託者の異動	34
(6) 業務組織の一部変更	36
(7) 職員の状況	36
第2 役員等に関する事項	
1 会長	37
2 役員	37
参考資料 内部統制システムの整備に関する基本方針	39

## 概要

協会は、平成22年3月に一般社団法人への移行認可を受け、4月1日に登記を完了し、一般社団法人日本音楽著作権協会となった。

平成22年度は一般社団法人としての最初の年度に当たることから、適正な事業運営を一層確実なものとするための体制整備に当たり、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定するとともに、新定款に基づく新たな定款細則を制定した。

著作権管理事業において、既存管理分野については、市場規模と費用対効果を検証しながら、多様化する音楽の利用に的確に対応する許諾・徴収業務と正確かつ迅速な分配業務に引き続き努め、新規管理分野については、フィットネスクラブの利用に関して利用者代表との協議を重ね、平成23年4月から管理を開始することで合意に至った。また、深刻さを増しているインターネット上での違法利用については、J-MUSE(監視システム)を継続して活用したほか、ファイル共有ソフト(P2Pソフト)を悪用した違法利用者に対してインターネット・サービス・プロバイダ(ISP)から警告メールを送信させる新たな取組を開始した。

平成22年度の使用料徴収額は、1,065億6千万円となり、徴収目標を達成(102.8%)した。前年度実績からは28億9千万円下回った(前年度比97.4%)が、その主な要因は、放送等が3億6千万円の増であったものの、販売数量の減少が続くオーディオディスクが前年度の徴収額から14億9千万円の減となったこと、ビデオグラムがゲームソフトやパチンコ機器等が低調だったことから8億2千万円の減となったことのほか、有線テレビジョン放送の平成22年度分使用料の入金が平成23年度へずれ込み5億円の減となったことによる。

一方、分配額は、平成21年度下半期及び平成22年度上半期の徴収実績を反映して1,064億6千万円となり、徴収と同様に目標を達成(102.1%)したものの、前年度実績を23億3千万円下回った(前年度比97.9%)。

長年の懸案となっている著作権保護期間の延長、戦時加算義務の解消、私

的録音録画補償金制度の見直しへの対応として、政府に対して意見を述べるとともに、新聞各紙への広告出稿やインターネット上の動画投稿(共有)サイトへの出演を通じて、これらの問題の早期解決を訴えた。

3月11日に東北地方太平洋沖で発生した地震と津波によって引き起こされた震災は、音楽利用者にも大きな影響を及ぼしている。被災地域の社交飲食店や旅館・ホテル等の多くが営業できない状況となったほか、コンサート等のイベントも全国規模で中止又は延期となった。さらに、CD・DVDの発売も相次いで延期されるなど余波が広がっている。

これらが徴収額に与える影響は、平成22年度は限定的なものに留まっているが、平成23年度以降、相当程度の規模に及ぶことは避けられない見通しである。

# 事業報告

## 第1 協会の現況に関する事項

### 1 一般社団法人への移行に伴う対応

4月1日、協会は、一般社団法人日本音楽著作権協会として新たなスタートを切った。移行に伴い、以下のとおり法人としての体制整備を行った。

#### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備

一般社団法人への移行を機に、協会の活動が社会へ及ぼす影響に鑑み、適正な事業運営を一層確実なものとするため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を第1回理事会(4月7日開催)において定めるとともに、同方針に基づき、従来からある業務規程等の見直しに着手した。(39ページに同方針全文を記載)

#### (2) 定款細則の整備

4月1日に施行した新定款では、会費の使途や役員を選任方法等を変更したため、それらに関する手続等を定めた新たな定款細則を制定することとし、第1回理事会(4月7日開催)において以下の6つの規程を決議、同日施行した。

- ① 会費に関する規程
- ② 会員資格に関する規程
- ③ 会長の選任に関する規程
- ④ 役員を選任に関する規程
- ⑤ 社員総会及び理事会の運営に関する規程
- ⑥ 委員会に関する規程

## 2 著作権管理に関する事業

### (1) 徴収関係事業

#### ア 演奏

##### (7) 演奏等

徴収実績額は、189億7千万円であった。これは、徴収目標額187億7千万円の101.0%に当たり、前年度に比べ3億4千万円(1.8%)の減である。

##### a 演奏会等

演奏会等については、催物のうち全国ツアーによる大規模演奏会の許諾件数が前年度並みであったことから、ほぼ目標どおりの徴収実績となった。

##### b 社交場・カラオケ

社交場については、生演奏を行う大規模店が減少しているため、前年度実績額を下回った。

カラオケのうち、カラオケ歌唱室については、市場が堅調に推移し徴収実績は前年度を上回ったが、カラオケ社交場については、市場の縮小傾向に歯止めがかからず、カラオケ全体としては前年度実績額を下回った。

##### c ビデオ上映

大型の街頭ビジョンやデジタルサイネージ<sup>1</sup>の使用料規定の整備に向け、利用実態を調査するとともに、利用者団体と協議を継続した。

<sup>1</sup> デジタル技術を用いて、電車、駅等の公共の空間に設置したディスプレイに映像その他の情報を表示する広告媒体

演奏等種目別内訳は、次表のとおりである。

(金額の単位：千円)

種 目	目 標 額	実 績 額	差 額	目標額 比(%)	前年度 比(%)
演奏会等	3,594,163	3,606,919	12,756	100.4	98.5
社交場	1,944,097	1,946,244	2,147	100.1	95.4
カラオケ	12,983,510	13,091,768	108,258	100.8	98.5
その他	252,907	326,265	73,358	129.0	100.7
合 計	18,774,677	18,971,197	196,520	101.0	98.2

(注)実績額はそれぞれ千円未満を切り捨てており、各種目の金額を加算した額と合計額は必ずしも一致しない。

なお、新規管理分野のうち、フィットネスクラブの利用については、利用者代表となる社団法人日本フィットネス産業協会との間で使用料等について合意したことを受け、12月24日に文化庁長官へ使用料規定を届け出た。また、同協会加盟事業者の許諾契約申込書を同協会が取りまとめる際の条件等について定めた業務協定を平成23年1月に締結した。これに伴い、本年4月からの管理開始に向け、各フィットネスクラブに対して周知を図るとともに、利用状況の報告を求めた。

カルチャーセンターでの利用については、早期管理開始に向けて利用者団体と協議を継続した。

#### (4) 放送等

徴収実績額は、275億4千万円であった。これは、徴収目標額265億7千万円の103.6%に当たり、前年度に比べ3億6千万円(1.3%)の増である。

##### a NHK

受信契約件数の増加等に伴い使用料の算定基礎となる放送事業収入が増加したことに加え、実質使用料率が前年度より引き上げられたこと<sup>2</sup>から、増収となった。

<sup>2</sup> 平成13年にNHKと締結した利用許諾契約に基づき、同年度から実質使用料率の段階的引上措置が適用されており、最終年度である平成22年度、1.0%に到達した。



また、平成23年度以降の利用許諾契約の締結について協議を行い、平成23年度の1年間に限り平成22年度と同一の条件で契約を締結することで合意した。

## b 民間放送

使用料の算定基礎となる放送事業収入に大きな割合を占める広告収入については、スポット収入<sup>3</sup>が回復の兆しを見せているものの、タイム収入<sup>4</sup>が依然として低調であり、全体としては厳しい状況であった。

こうした広告収入の落ち込みによる放送事業収入の減少により、地上波放送については、民放連との協定に基づき実質使用料率が前年度より引き上げられた<sup>5</sup>にもかかわらず、減収となった。

一方、衛星波放送(BS・CS)については、広告収入の落ち込みはあるものの、視聴料収入により運営される有料チャンネルの加入契約件数が増加したことなどに伴い放送事業収入が順調に伸びていることから、増収となった。

また、CMで利用される管理著作物の放送使用料<sup>6</sup>については、スポットの広告出稿数の回復を受けて、増収となった。

なお、民放地上波放送で課題とされてきた、放送で利用された全曲目の電子的報告(全曲報告)への移行については、引き続き放送事業者への働きかけを行った結果、新たに15社が全曲報告を開始し、平成23年3月31日現在、全曲報告を行っている事業者は全194社のうち計80社となった。

---

<sup>3</sup> 番組と無関係に単発で放送される広告から得られる収入

<sup>4</sup> 番組内のCM枠で放送される番組提供スポンサーの広告から得られる収入

<sup>5</sup> 平成18年に民放連と締結した協定に基づき、同年度から実質使用料率の段階的引上措置が適用されている。同措置の適用は平成24年度までとなっており、最終的な実質使用料率は、広告関係事業者が別途処理するCM放送使用料の評価と合わせて1.0%に到達することとなっている。

<sup>6</sup> 種目は「放送曲別」

放送等種目別内訳は、次表のとおりである。

(金額の単位：千円)

種 目	目 標 額	実 績 額	差 額	目 標 額 比(%)	前年度 比(%)
NHK・民放地上波 (放送曲別)	24,570,078 (5,400,000)	25,039,380 (5,433,244)	469,302 (33,244)	101.9 (100.6)	100.8 (102.0)
民放衛星波	1,980,274	2,474,896	494,622	125.0	106.7
その他	28,927	28,926	△1	100.0	103.6
合 計	26,579,279	27,543,203	963,924	103.6	101.3

(注) 実績額はそれぞれ千円未満を切り捨てており、各種目の金額を加算した額と合計額は必ずしも一致しない。( )内は、当該種目に含まれる利用形態の一つを特掲したものである。

#### (ウ) 有線放送等

徴収実績額は、41億5千万円であった。これは、徴収目標額34億8千万円の119.2%に当たり、前年度に比べ5億円(10.9%)の減である。

##### a 有線ラジオ放送

市場が縮小傾向にあるため、前年度実績を下回った。また、平成22年度中に予定していた大手事業者の使用料の入金が平成23年度に一部ずれ込んだことから、目標額に対しても大きく下回った。

なお、段階的に範囲を拡大してきた大手事業者2社の全曲報告への移行がほぼ完了した。

##### b 有線テレビジョン放送

平成21年度及び過年度の使用料請求を行った結果、目標額に対しては132.2%の徴収実績となったが、利用者代表である社団法人日本ケーブルテレビ連盟との平成22年度から平成24年度までの使用料に関する協議において、合意の成立が平成23年2月となった影響により、平成22年度の使用料の入金が平成23年度にずれ込み、前年度実績には至らなかった。

有線放送等種目別内訳は、次表のとおりである。

(金額の単位：千円)

種 目	目 標 額	実 績 額	差 額	目標額 比(%)	前年度 比(%)
有線ラジオ放送	984,350	846,830	△137,519	86.0	99.4
有線テレビジョン放送	2,500,000	3,304,362	804,362	132.2	86.7
その他	1,954	3,794	1,840	194.2	128.8
合 計	3,486,304	4,154,987	668,683	119.2	89.1

(注) 実績額はそれぞれ千円未満を切り捨てており、各種目の金額を加算した額と合計額は必ずしも一致しない。

## イ 録音

### (7) オーディオディスク

徴収実績額は、154億4千万円であった。これは、徴収目標額147億9千万円の104.4%に当たり、前年度に比べ14億9千万円(8.8%)の減である。

一般社団法人日本レコード協会の生産実績の統計によると、同協会加盟社の平成22年の数量は、CDシングルが前年比112.7%(570万枚増)と好調であったものの、CDアルバムが同94.4%(920万枚減)と減少したため、全体では同98.3%(350万枚減)であり、金額では同90.3%と落ち込んだ。こうした状況を反映し、同協会加盟社を中心とする包括契約分の徴収実績は、前年度比89.8%となった。

一方、個別契約分の徴収実績は、前年度比104.2%で、目標額に対しても大きく上回った(113.2%)。これは、有力なミュージシャンの新譜やゲーム機用カラオケソフトの新製品が発売されたこと、録音物製作者に対する監査を強化し申請漏れ等に係る追加請求を行ったことなどによるものである。

### (4) ビデオグラム

徴収実績額は、164億9千万円であった。これは、徴収目標額162億7千万円の101.4%に当たり、前年度に比べ8億2千万円(4.8%)の減である。

社団法人日本映像ソフト協会の統計によると、同協会加盟社の平成22年のビデオソフト出荷額は、全体では前年比97.3%と減少したが、分野別に見ると、音楽(同102.1%)、アニメ(同104.3%)等は好調であった。市場全体の動向は厳しいものの、これらの分野の好調に支えられ、同協会加盟社を中心とする包括契約分の徴収実績は、前年度とほぼ同額となった(前年度比100.1%)。

一方、個別契約分の徴収実績は、徴収額の6割以上を占める家庭用ゲームソフト、パチンコ・パチスロ機器等への録音利用がいずれも低調であったため、前年度を大きく割り込んだ(前年度比87.8%)。

#### (ウ) 映画録音等

映画録音・上映に係る使用料規定について、現在の利用実態に適切に対応するよう見直すため、利用者団体と協議を継続した。

### ウ 出版

徴収実績額は、12億9千万円であった。これは、徴収目標額11億2千万円の114.5%に当たり、前年度に比べ7千万円(5.2%)の減である。

楽譜出版業界の展望が依然として厳しい中、出版使用料の約8割を占める楽譜について、オンデマンド出版<sup>7</sup>が増加しつつあり、許諾件数は増加した(前年度比101.5%)ものの、許諾1件当たりの請求額が減少し、徴収実績は前年度を下回った。

### エ 貸与

徴収実績額は、36億3千万円であった。これは、徴収目標額35億3千万円の102.9%に当たり、前年度に比べ7千万円(2.0%)の増である。

CDレンタルについては、店舗減少の影響を受け減収傾向にあり、前年度実績額を下回った。ビデオレンタルについては、使用料の算定基礎となるレンタルソフト製作事業者の収入が増加していることから、前年度実績額を上回った。

---

<sup>7</sup> 注文に応じて1部から印刷製本するサービス

CD・ビデオレンタルに関する使用料規定の整備に関して、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合と協議を継続した。協議においては、CDレンタルについて、従来の利用回数区分に基づく使用料から毎月の実際のレンタル回数やレンタル収入の報告に基づいて使用料を算定する方式に変更していくことが確認された。

平成23年度は、使用料率の合意に向けて積極的に協議を行う。

## オ 複合

### (7) 通信カラオケ

徴収実績額は、60億6千万円であった。これは、徴収目標額60億円の100.9%に当たり、前年度に比べ1千万円(0.3%)の減である。

カラオケ社交場市場の縮小に伴い通信カラオケ機器の設置台数の減少傾向は続いているものの、高機能化に伴い使用料の算定基礎となる情報料が上昇傾向にあるため、前年度並みの実績額を維持した。

### (4) インタラクティブ配信

徴収実績額は、91億4千万円であった。これは、徴収目標額95億円の96.2%に当たり、前年度に比べ3億円(3.2%)の減である。

#### a ダウンロード形式

##### (a) 音楽配信

パソコン向け音楽配信は引き続き好調を維持しているものの、平成22年度中に予定していた大手事業者の使用料の入金が平成23年度にずれ込んだことにより、減収となった。

##### (b) 着メロ、着うた、着ムービー

携帯電話着信音サービス市場の縮小傾向に歯止めがかからず、減収となった。

##### (c) 動画等配信

携帯電話向けのパチンコ・パチスロゲームソフト等での音楽利用が順調であったことなどから、増収となった。

このほか、パソコン向けの映画・TVドラマ等の配信については、利用者団体と適用する使用料率について合意に達し、平成23年度からの管理開始に向け、契約の締結や利用曲目の報告方法等最終的な調整を行った。

## b ストリーム形式

### (a) 音楽配信

インターネットラジオを中心に引き続き好調を維持したことから、増収となった。

### (b) 動画等配信

動画投稿(共有)サイトを運営する事業者との新規の利用許諾契約締結を引き続き推進したこと、IPマルチキャスト及びビデオオンデマンド関連サービスの加入者が増加傾向にあることから、増収となった。

インタラクティブ配信種目別内訳は、次表のとおりである。

(金額の単位：千円)

種 目	目 標 額	実 績 額	差 額	目標額 比(%)	前年度 比(%)
音楽配信(D/L <sup>8</sup> )	5,604,848	4,691,451	△913,396	83.7	91.6
着加・着うた・着ムビ <sup>9</sup>	1,724,272	1,965,043	240,771	114.0	84.5
動画等配信(D/L)	219,790	484,966	265,176	220.7	257.3
音楽配信(ストリーム)	627,491	743,961	116,470	118.6	121.4
動画等配信(ストリーム)	947,090	826,096	△120,993	87.2	107.7
その他 <sup>9</sup>	381,294	431,077	49,783	113.1	99.3
合 計	9,504,785	9,142,596	△362,188	96.2	96.8

(注) 実績額はそれぞれ千円未満を切り捨てており、各種目の金額を加算した額と合計額は必ずしも一致しない。

<sup>8</sup> ダウンロード

<sup>9</sup> 「その他」には、楽譜や歌詞集の配信、非商用の配信等を含む。

## カ 補償金

社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)からの入金額は9千3百万円であり、前年度に比べ4千3百万円(31.8%)の減である。一方、社団法人私的録画補償金管理協会(SARVH)からの入金額は3億1千万円であり、前年度に比べ7千万円(33.2%)の増である。

私的録音補償金は、私的録音に使用される機器の主流である携帯音楽プレイヤー等が依然として補償金の支払対象に指定されていないことから、平成13年度の10億8千万円をピークに減収し続け、遂に1億円を割り込んだ。

一方、私的録画補償金は、株式会社東芝を始めとする一部のメーカーがアナログチューナー非搭載機に係る補償金の支払を拒否している<sup>10</sup>ものの、平成21年の著作権法施行令の一部改正によりブルーレイ・ディスク用録画機器及び当該記録媒体が補償金の支払対象に指定されたことから、増収となった。

## キ 外国入金

相互管理契約に基づく外国の著作権管理団体からの入金額は、6億円であった。これは、前年度に比べ1億3千万円(17.7%)の減である。

世界経済の低迷を背景とした外国団体からの入金額そのものの減少に加え、円高が進んだことによる影響により、前年度を下回った。

## ク 監査及び違法利用対応業務の強化

監査<sup>11</sup>及び違法利用対応業務を強化するため、新たに調査部を設け、これまで徴収担当の各部署が行っていたこれらの業務を専門的に行うこととした。

初年度の活動としては、21利用者の監査を実施し、申請漏れや報告書の不備を指摘するなど、適正な申請の徹底を図った。また、違法利用対応業務として、録音、出版、複合に係る法的措置や違法利用防止のための諸活動(15ページ「(2) 違法利用等への対応」に記載)のほか、首都圏3支部における無許諾店解消業務の支援を行った。

<sup>10</sup> 22ページ「(1)ア 私的録音録画問題」参照

<sup>11</sup> 複製枚数・本数が申請どおりであるか、インタラクティブ配信におけるダウンロード回数の報告に誤りがないか等の観点で、利用状況と申請内容の照合等を行う業務

## (2) 違法利用等への対応

### ア 演奏

社交場及びカラオケについての法的措置実施件数は、前年度より670件少ない1,043件(民事調停949件を含む。)であった。これは、適法利用率の上昇に伴う無許諾利用店の減少や、新規開業店に対するきめ細かな督促業務等により、法的措置の実施前に解決する事案が増加したためである。

### イ 録音

#### (7) 法的措置

民事では、CD、DVD等の複製使用料滞納への措置として、本案訴訟1件、民事調停8件、支払督促<sup>12</sup> 2件及び債権執行<sup>13</sup> 1件を実施した。

刑事では、インターネットオークション等を利用した海賊版CD-R・DVD-Rの販売に対する措置として、4件の告訴を行った。

#### (4) 違法利用防止のための諸活動

インターネットオークションにおける海賊版の流通を阻止するため、オークションサイトの運営事業者に対して、海賊版に係る出品者ID11件及び出品物5件の削除を要請した。

また、不正商品対策協議会の一員として、「まなびピア高知2010」(11月20日・21日)におけるブース設置、「第24回ほんと？ホント！フェア in 秋葉原 許さない！偽ブランド・海賊版・違法ダウンロード」(11月28日)の開催等に協力し、著作権保護の重要性を訴えた。

---

<sup>12</sup> 債権者の申立てにより裁判所書記官が債務者に対して金銭の支払い等を督促する書面を送付する制度(民事訴訟法382条)。この書面の送達後2週間以内に債務者が適法な異議の申立てをしなければ、債権者は確定判決を得た場合と同様に強制執行をすることができる。

<sup>13</sup> 債務者が第三者に対して有する債権を対象として行う強制執行(民事執行法143条)



## ウ 出版

楽譜コピー問題協議会の一員として、違法利用防止のため、全日本吹奏楽連盟等へのリーフレットの配布、ホームページの更新、携帯向けサイトの開設等の啓発活動に取り組んだ。

## エ 複合

### (7) 法的措置

#### a 刑事事件

ストリーム配信における措置としては初めてとなるインターネットラジオサービス運営事業者に対する告訴を始め、携帯電話のレンタル掲示板やP2Pソフトにおける違法配信に対する措置として、6件の告訴を行った<sup>14</sup>。

#### b 民事事件

動画投稿(共有)サイト「TVブレイク」を運営するジャストオンライン株式会社に対する本案訴訟(平成20年8月提起)について、9月8日、知財高裁は、協会の主張を認め、管理著作物を含む動画ファイルの送信差止めと著作権侵害による損害賠償9千万円余の支払を命じた東京地裁の判決(平成21年11月13日)を支持し、被告の控訴を棄却するとの判決を言い渡した。

(これに対し被告が、9月22日、最高裁に上告受理申立てを行ったため、審理が継続されている)。

### (4) 違法利用防止のための諸活動

インタラクティブ配信に係る違法利用については、J-MUSE(監視システム)を活用し、楽曲名や掲載URL等の侵害情報を収集した上で、判明した情報に応じて以下のとおり対策を講じた。

#### a 各種Webサイトにおける侵害への対応

① 侵害情報の発信元となっているユーザーのメールアドレスが判明

---

<sup>14</sup> 平成21年度に引き続き警察庁の主導で行われた、ファイル共有ソフトを使用した著作権法違反事件集中一斉取締りへの対応(1件)を含む。

した場合は、違法ファイルの削除を求める警告メールを送信した。

- ② 侵害情報の発信元となっているユーザーのメールアドレスが判明しない場合、あるいは①の警告メールを受け取ったユーザーが違法ファイルの削除に応じない場合は、プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン<sup>15</sup>に基づき、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)に対し、違法ファイルの削除等の措置を講じるよう要請した。この結果、平成22年度に削除された違法ファイル数は、約9万件にのぼった(要請を開始した平成14年10月から平成23年3月末までの累計は約51万件)。

#### b P2Pソフトを悪用した侵害への対応

- ① 新たな取組として、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)<sup>16</sup>」のガイドラインに基づき、P2Pソフトを悪用した違法利用者あての警告メールの送信をISPに対し約3千件要請した(要請を開始した6月から平成23年3月末まで)。
- ② 違法利用が検知された大学・高等専門学校については、侵害行為の停止だけでなく再発防止策の策定等を要請した(延べ24校)。特に、違法利用の検知が繰り返された大学に対しては、より効果的な啓発活動の実施や大学自身による監視体制の構築等を求めた。
- ③ 学内でP2Pソフトが利用されたときに生じる社会的責任に関する注意喚起と学生への適切な指導を求める要請文書を、協会を含む権利者団体7団体連名で大学等817校に送付した。

---

<sup>15</sup> 平成15年11月、プロバイダや著作権関係の団体等を構成員とする「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が定めたガイドラインのこと。平成14年5月に施行した「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)の運用において、プロバイダ、著作権者等がウェブページ等における著作権侵害に適切かつ迅速に対処することができるよう、その行動基準を明確にした。

<sup>16</sup> 協会を始めとする権利者団体やISP事業者団体等で構成される協議会で、平成20年5月に発足した。ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が大きな社会問題化していることを踏まえ、関係者が採り得る被害防止のための対策、必要な手続を定めている。

### (3) 資料・分配関係事業

#### ア 資料関係

平成22年度に委託者から受理した作品届(新曲及び既存楽曲の権利関係変更)の数は、65万9千件(前年度比108%、内国作品7万5千件、外国作品58万4千件)となった。

上記作品届や利用者から提出された利用曲目に係る大量の著作物資料を迅速かつ正確にデータベースに反映するよう努めるとともに、作品届通知リスト<sup>17</sup>の著作者への通知等を行い、作品の権利関係の確認・整備に努めた。また、より効率的な業務を実現するため、委託者に対して作品届オンライン受付システムの利用を積極的に働きかけた。

海外で利用される内国作品の管理が的確に行われるよう、著作権管理団体間の作品資料交換の国際基準である国際票や映画・TVに使用された楽曲の情報を記載したキューシートを海外の管理団体に対して提供するとともに、内国作品の情報をCISACが管理するCISネット<sup>18</sup>へ反映させるためのシステム構築に着手した。

#### イ 分配関係

##### (7) 利用曲目報告増加への対応

インタラクティブ配信における利用楽曲が増加していることや、放送事業者等の全曲報告が進捗していることにより、協会に報告される利用曲目数が引き続き増加している。

こうした状況に的確に対応するため、自動照合システムによる照合件数の拡大を図り、効率的な分配業務が行えるよう以下の対応を行った。

##### a 自動照合システムの改修

利用曲目報告を受けた曲目のデータについて、利用種目や利用単位を横断して同一楽曲を集約して自動照合する機能を強化し、実作業量

<sup>17</sup> 音楽出版者や公表時編曲者から提出された作品届の内容を著作者に通知して権利情報に誤り等がないかを確認するもの

<sup>18</sup> CISACが開発した作品情報等のデータベースで、加盟する各団体の管理著作物情報等をネットワーク上で共有し、CISAC加盟団体が相互に検索できるようにしようとするもの。平成21年6月のCISACの総会決議により、協会等先進加盟団体は内国作品データのネットワークへの参加を義務付けられた。

を軽減し効率的に分配業務が行えるようシステムを改修した。

## b CDCとの連携

一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)によるインタラクティブ配信事業者の利用曲目報告作成支援システム<sup>フルゾ</sup>Fluzo<sup>19</sup>が4月から本格的に稼働した。これに伴い、CDCを経由して協会に報告される利用曲目には、Fluzoにより作品コードが付与されていることから、これに対応する協会各システムの修正及び業務フローの見直しを行い、積極的な活用を図った。

自動照合システムの改修による機能の強化とCDCとの連携により、次表のとおり、手作業による照合が必要な件数の比率は低減している。

(参考) インタラクティブ配信、放送等における利用曲目の報告数等

※( )内は前年度

	J-NOTES	J-BASS	
	インタラクティブ配信	放送	有線ラジオ放送
①報告曲数 対前年度増加率	7億9,230万 (5億6,814万) 139.4%	546万2千 (462万2千) 118.2%	9,445万7千 (149万2千) 6328.1%
②自動照合による作品DBとの 一致率((①-③)/①)	94.8% (95.7%)	84.9% (77.3%)	93.7% (84.9%)
③自動照合で作品DBと一致し なかった件数	4,057万 (2,433万)	82万 (104万9千)	595万4千 (22万5千)
④手作業による照合が必要な 件数	140万 (426万)	35万7千 (42万7千)	11万5千 (6万4千)
⑤手作業比率(④/①)	0.18% (0.75%)	6.54% (9.24%)	0.12% (4.29%)

※③を曲名が同じであることなどのルールに従ってとりまとめたものが④となる。

※有線ラジオ放送において①の数が前年度から60倍以上に急激に増加しているのは、大手事業者2社の全曲報告への移行が順調に推移していることによる。

※インタラクティブ配信において、④の数が大きく減少したのは、自動照合システムの機能を強化したことに加え、前年度は、報告曲数が著しく多く、かつ、その精度が低かったユーザー投稿型のサービスの過年度利用分が含まれていたことによる。

<sup>19</sup> フィンガープリント技術を活用した楽曲検索機能によりインタラクティブ配信事業者の利用曲目報告の作成を支援するためのCDCのシステム

#### (イ) 放送等使用料に係る分配委員会の開催

平成21年12月2日開催の通常理事会において分配委員会の第2次答申を受けて一部変更<sup>20</sup>された著作物使用料分配規程細則「使用形態に基づく評価点数等」(以下「本細則」という。)が、6月分配期から実施された。同答申は、本細則の実施後も、利用曲目報告の質と量の推移、分配額の変動状況等について定期的に検証することとしているため、7月及び平成23年2月にそれぞれ同委員会を開催し、6月分配から12月分配までの分配結果等についての検証を行った。

#### (ウ) 有線テレビジョン放送等使用料に係る分配規程細則の制定

有線テレビジョン放送等使用料については、これまで年度単位の入金状況等を勘案し、その都度暫定的な取扱いを定めて分配してきたが、平成22年度以降については、前年度使用分として徴収した使用料を毎年度3月期に分配することとする著作物使用料分配規程細則「有線テレビジョン放送(CATV)等使用料の分配細則」を、第12回理事会(平成23年1月12日開催)において制定した。

#### (4) システム関連

作品・権利者データ及び利用曲目データの増加に対応し、業務を効率的に行うため、J-RAPP(複製申請受付システム)やJ-BASS(放送報告受付システム)等の各EDIシステムについて機能拡張を行った。

また、再構築を行っている基幹システムについては、既に稼働した作品・権利者データベースシステム、放送等分配システム及びインタラクティブ配信請求分配システムの稼働状況を検証し、一部改善を行った。あわせて、今後稼働を予定している演奏等分配システム、録音許諾徴収分配システム等について、開発作業を継続した。

<sup>20</sup> 変更の要旨は、以下の2点である。

- ① 「みなし使用時間3分」を廃止し、「使用時間に基づく評価点数」は、分配規程本則に定める1分単位で付与する。
- ② 背景音楽使用において、1分に満たない使用時間の場合は、その時間を考慮した「使用形態に基づく評価点数」を設定し付与する。

#### (5) 管理手数料実施料率の見直し

第1回理事会(4月7日開催)において、平成22年度に適用する管理手数料実施料率について、一層の経費削減に取り組むことにより、「演奏等」を27%(1%減)に、「有線放送等」を10%(2%減)に、「貸レコード・貸ビデオ」及び「業務用通信カラオケ」をそれぞれ11%(2%減)、10%(1%減)に引き下げることを決議し、実施した。

なお、平成23年度に適用する実施料率については、第13回理事会(平成23年2月2日開催)において、上記5種目の平成22年度の実施料率を維持するとともに、「放送等」を10%(1%減)に引き下げることにした。

#### (6) 信託契約約款の見直し

信託契約約款については、著作権の管理の留保又は制限に係る規定(第11条及び経過措置)の問題点の検討と見直しに関する事項、信託契約約款の信託法への適合性の検証に関する事項等を検討するため、12月、信託契約約款改正委員会を設置した。

同委員会は、平成23年2月、第1回の会合を開き、著作権の管理の留保又は制限に係る規定の問題点等について検討した。

### 3 著作権の保護と著作物の円滑な利用の促進に関する事業

#### (1) 著作権の保護に関する取組

##### ア 私的録音録画問題

文化審議会著作権分科会基本問題小委員会<sup>21</sup>において、委員を務めるいで理事が、早急に私的録音録画補償金制度を複製機器の多様化等に対応するよう見直すべきであるとの意見を述べた。

また、録画補償金の支払をめぐるSARVHと東芝との訴訟の判決<sup>22</sup>を目前に控えた12月24日に「CULTURE FIRST」推進89団体が開催した記者懇談会において、菅原理事長が制度の是非等に関する冷静な議論の必要性を訴えた。

このほか、平成23年2月、内閣の知的財産戦略本部が実施した「知的財産推進計画2011」の策定に向けた意見募集に対して、「知的財産推進計画2010」で示されたとおり平成24年までに確実に結論を得ることとすべきであるという意見書を提出した。

##### イ 著作権保護期間の延長と戦時加算義務の解消

基本問題小委員会において、いで理事が、著作権の保護期間の延長と戦時加算義務の解消を早急に行うべきであるとの意見を述べた。

また、知的財産戦略本部が実施した前記の意見募集にも、同旨の意見書を提出した。

ア及びイについては、上記取組のほか、各種メディアを活用し、広報活動を積極的に実施した<sup>23</sup>。

<sup>21</sup> 著作権制度の今日的な意義について根本的な検討をすべきであるとの認識の下、平成21年4月に設置された小委員会

<sup>22</sup> 12月27日、東京地裁は、デジタル放送専用録画機は補償金制度の対象になるものの、メーカーの協力義務は法律上の具体的な義務ではなく法的強制力を伴わない抽象的な義務であるとして、SARVHの東芝に対する録画補償金の支払請求を棄却する判決を下した。これに対し、同月28日、SARVHは知的財産高等裁判所に控訴した。

<sup>23</sup> 27ページ「(3)イ 著作権の啓発を目的とする広報」参照

## ウ 間接侵害の立法化に関する取組

著作権侵害行為に間接的に関与している者について、一定の要件の下で差止請求の対象とする方向での立法措置を検討している文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームが6月に行ったヒアリングに協会職員が出席し、立法に当たっては、これまでに裁判例が形成してきた著作権保護水準を後退させるようなことがないよう留意することが必要であるなどの意見を述べた。

また、知的財産戦略本部が実施した前記の意見募集にも、同旨の意見書を提出した。

## エ 権利制限の一般規定導入に関する取組

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で検討されていた権利制限の一般規定<sup>24</sup>については、同小委員会が実施した意見募集やヒアリングの場において、著作物の利用行為について権利制限の一般規定に該当すると主張する、いわゆる「居直り侵害者」の蔓延により、訴訟事案が増え、著作権者側の負担が一方的に増加するおそれがあるなどの反対意見を述べてきたが、平成23年1月、同分科会は、権利制限すべき3つの類型<sup>25</sup>を示した上で、権利制限の一般規定を導入することが適当であるとする報告書をまとめ、文化審議会に報告した。これを受けて、平成23年度以降、同規定は法制化される見込みとなった。

## オ アクセスコントロールの回避規制に関する取組

氾濫するアクセスコントロールを回避する機器によって行われる違法コピーが問題となる中、10月、アクセスコントロールの回避規制の強化を項

---

<sup>24</sup> 一定の包括的な要件を定めた上で権利制限に該当するかどうかは裁判所の判断に委ねるといふ、これまで我が国の著作権法になかった方式による権利制限規定のこと(著作権の制限について、現行の著作権法は、著作物の利用目的や利用態様等に応じて個別に権利制限規定を設けるといふ限定列挙方式を採用している。)

<sup>25</sup> ① 写真や映像の撮影に伴ういわゆる「写り込み」等、著作物の利用が付随的かつ軽微な場合

② 権利者の許諾を得たCD製作におけるマスターテープへの複製等、著作物の適法利用の過程において合理的に必要と認められる利用で、かつその利用が軽微である場合

③ 技術開発の検証過程における素材としての利用等、著作物の表現の享受を目的としない場合



目の一つとして掲げた模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)が関係各国<sup>26</sup>で大筋合意に至った。

こうした動きと並行して検討を進めてきた文化庁及び経済産業省<sup>27</sup>は、著作権法及び不正競争防止法による規制を強化する方向での報告書を取りまとめ、12月にそれぞれ意見募集を実施した。

これらの意見募集に対して、違法利用対策として一定の効果が期待できることなどを理由として規制強化の方向性に賛意を示す意見書を提出した。

## カ その他

11月、インターネット上で著作権等の権利侵害が行われた場合にISP等が負う責任の範囲等について規定しているプロバイダ責任制限法の見直しの必要性を検証している総務省<sup>28</sup>が実施したヒアリングに北田常任理事が出席し、協会が行っている違法ファイルの削除等の侵害防止措置要請状況<sup>29</sup>を説明した。あわせて、次々に発生する侵害への対処に膨大な手間と費用が必要となっていること、侵害者へ損害賠償を求めることが侵害行為への強い抑止効果となるものと期待できるにもかかわらず、ISPの侵害者情報開示の仕組みが適切に機能していないことなどについて、改善を求める意見を述べた。

## (2) 国際関係事業

### ア 国際著作権組織等との連携

CISAC、BIEMの各会議等に出席し、各国の団体と国際的な著作権管理に関する諸問題の解決に向け、意見交換を行った。

協会は、6月にビルバオ(スペイン)で開催されたCISAC総会では引き続き

---

<sup>26</sup> この会合には、日本のほか、アメリカ合衆国、EU、オーストラリア、カナダ、韓国、シンガポール、スイス、ニュージーランド、メキシコ及びモロッコが参加した。

<sup>27</sup> 具体的な検討は、文化庁に設置された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会と経済産業省に設置された産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会が進められた。

<sup>28</sup> 総務省に設置された「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会プロバイダ責任制限法検証ワーキンググループ」で検討が行われている。

<sup>29</sup> 17ページ「(2)エ(イ)a 各種Webサイトにおける侵害への対応②」参照

CISAC理事及びCIS監督委員<sup>30</sup>に、BIEM総会では執行委員に、それぞれ選任された。

また、10月にソウル(韓国)で開催されたCISAC/BIEMアジア太平洋委員会では、小原常任理事が副委員長に選任されたほか、MCSC(中国)が平成22年の放送使用料について国営の中国中央テレビと合意したことが報告された。

このほか、平成23年3月、CISAC理事会議長<sup>31</sup>が来会し、菅原理事長とCISACの将来像等について意見を交換した。

## イ アジア地域の著作権管理水準向上に向けた取組

### (7) KOMCAとの連携の強化

7月、加藤理事長及び小原常任理事がKOMCA(韓国)を訪問し、平成22年2月に就任した申翔皓(シン・サンホ)会長との間で、著作権管理業務を通じた日韓の音楽文化の交流を促進することなどを確認した。

平成23年1月には、申会長らKOMCA役職員が協会を訪問し、緊密な協力関係の下、両団体の連携を更に強化することなどを相互に確認した。

### (4) 講師の派遣

9月、アジア太平洋地域の著作権行政・管理団体関係者を対象に、著作権の集中管理をテーマとしてウランバートル(モンゴル)で開催された「WIPOアジア太平洋地域シンポジウム」(共催：WIPO(世界知的所有権機関)、モンゴル政府。協力：文化庁)に職員を派遣し、音楽著作権管理の実務等について講演を行った。

10月、インターネット上の著作権保護に関する法制度等をテーマとしてソウル(韓国)で開催された「第2回日韓著作権フォーラム」(共催：文化庁、韓国政府文化体育観光部)に職員を派遣し、我が国におけるインターネット上の著作権保護に関する著作権法制度の動向や協会が取り組んでいるフィンガープリント技術を利用したネット上の違法利用監視等につ

<sup>30</sup> CISAC加盟団体の作品データベースネットワークであるCISネット等について、その運用状況や開発計画の監督を行うCIS監督委員会(CSB)の委員

<sup>31</sup> STIM(スウェーデンの音楽著作権管理団体)のマルディン最高経営責任者

いて説明した。

#### (ウ) 各種研修への協力

6月、カンボジア、ベトナム等10か国から来会した14人のJICA(国際協力機構)研修員に対し、協会の業務内容について説明した。

10月、WIPOと文化庁が共催するAPACEプログラムの研修の一環として、インドネシア、カンボジア、タイ、中国、フィリピンの税関職員に対して協会の違法利用への対応等を説明したほか、ベトナムやネパールの政府関係者、MRSCN(ネパールの音楽著作権管理団体)の会長等に対して協会の業務内容等を説明した。

#### ウ 相互管理契約

以下の中南米の団体と演奏権に関して相互管理契約を締結した。

団体名	契約締結日
AACIMH(ホンジュラス)	12月15日
SOBODAYCOM(ボリビア)	
SPAC(パナマ)	
JACAP(ジャマイカ)	2月22日

### (3) 広報

#### ア 著作権管理業務を推進するための広報

##### (7) マスコミへの情報提供

5月19日、けやきホールにおいて定例記者会見を開催し、平成21年度の事業の概要、公正取引委員会における審判の状況等を説明するとともに「2010年JASRAC賞」を発表した。

また、10月6日、本部において都倉会長と新業務執行役員を紹介する記者会見を開催し、諸課題に対する方針等を説明した。

このほか、協会の行う法的措置について、プレスリリース等によって適宜情報を提供した。

#### (イ) ホームページを通じた情報発信

分配の仕組みを説明するコンテンツの追加、音楽文化の振興を目的とする事業のストリーミング配信、英文ページの更新等、協会ホームページを通じて積極的に情報を発信した。

#### (ウ) 講師の派遣及び来会者への対応

教育機関等からの要請に応じ、各種講演等へ延べ42人の役職員を講師として派遣した(合計、約4千人が受講)。また、中学・高等学校の修学旅行生等296人を受け入れ、著作権管理業務の内容等を説明した。

### イ 著作権の啓発を目的とする広報

#### (ア) 各種メディアの活用

##### a 新聞

次のとおり、新聞各紙に広告を出稿した。

##### ① 「船村徹からの恋文。」(8月15日、読売新聞とスポーツ報知)

船村名誉会長が創作活動における著作権の重要性等について語る  
広告

##### ② 「文化を創る・著作権を守る」(11月の各日曜日、産経新聞)

都倉会長へのインタビューや都倉会長と秋元理事等との対談を通じ、保護期間延長の必要性、私的録音録画補償金制度の見直し等について理解を求める広告

##### ③ 「いま音楽が使い捨てにされている」(11月26日、日本経済新聞)

都倉会長へのインタビューを通じてプロによる創作活動の重要性等について語る広告

##### ④ 「あなたの人生を彩る音楽をつくりたい」(平成23年1月1日、読売新聞)

都倉会長が、著作権への理解、保護期間延長の必要性、私的録音録画補償金制度の見直し等を訴える広告

##### b テレビ

12月1日、NHK教育テレビの「視点・論点」に都倉会長が出演し、

デジタル技術の進展によって生じている著作権法上の問題点等を説明した。

#### c ラジオ

協会創立の月に当たる11月にTBSラジオの番組に都倉会長が、ニッポン放送の番組に近藤常務理事が出演するなどして著作権制度等について説明した。

#### d インターネット

動画投稿(共有)サイトの生放送番組や動画生中継サイトに菅原理事長(①、②、④出演当時常務理事)が出演した。

① 4月25日、動画投稿(共有)サイト「ニコニコ動画」の「ニコニコ生放送」で配信された「JASRAC菅原瑞夫常務理事にモノ申す！」で、視聴者からの公開質問に応じた。

② 7月30日、同サイトの「音楽著作権討論会・カラオケ配信の音楽著作権について考える」で、音声合成ソフト<sup>32</sup>を使って作成されインターネット上で人気を呼んでいる曲が通信カラオケで配信される場合の著作権処理等について説明した。

③ 平成23年3月5日、同サイトの「特番・新しい著作権のかたち～JASRAC菅原理事長と考える～」で、私的録音録画補償金制度、著作権法改正案等の著作権をめぐる起きている新しい動きについて討論した。

④ 7月21日、動画生中継サイト「Ustream」で配信された「ユーストリーム著作権討論会」で、Ustreamで音楽を利用する場合の注意点等について議論した。

#### e 雑誌

チケットやエンターテインメント情報等を扱う「ぴあ」や音楽愛好家向けのフリーペーパー「ぴあクラシック」(いずれも、「ぴあ株式会社」発行)に広告を出稿した。

---

<sup>32</sup> 生収録した人の歌声データを用いてコンピュータ上で歌を再現するソフトウェアのこと。

#### (イ) 寄附講座等

著作権や関連ビジネスに精通した人材の育成に寄与する目的で開設している以下の大学院や大学への寄附講座等を継続して実施した。

- ① 東京大学大学院 「著作権法等奨学研究会(JASRAC)」
- ② 早稲田大学法科大学院 寄附講座「著作権法特殊講義」
- ③ 関西大学社会学部 寄附講座
- ④ 放送大学教養学部 寄附科目「著作権法概論」
- ⑤ 愛媛大学法文学部 政治学特講「現代社会と著作権」

#### (ウ) シンポジウムの開催

11月18日、有楽町朝日ホールにおいて、「独自進化は問題か？新たなデジタル市場の開拓に向けた日本型の取り組み」をテーマに「JASRACシンポジウム2010」実施した。

このシンポジウムでは、コンテンツホルダー、権利者団体等が一堂に会し、日本型のデジタル・コンテンツ市場の可能性や問題点等を考察し、パネリストによる活発な議論が交わされた。会場には497人が来場したほか、シンポジウムの模様は、ニコニコ動画「ニコニコ生放送」、Ustream「UstToday」でも生中継され、1万人以上が視聴した。

#### ウ 著作者に向けた広報

若手会員へのインタビュー形式で、協会に入会したきっかけや創作現場の様子等を紹介するコンテンツ「音人工房<sup>おとびと</sup>」をホームページに新設するとともに、これと連動する広告を音楽情報誌「ROCKIN' ON JAPAN」（「株式会社ロッキング・オン」発行）「サウンド&レコーディングマガジン」（「株式会社リットーミュージック」発行）に掲載して、協会の役割をアピールした。また、会員へのインタビューを通じて創作活動や著作権への理解を深めてもらうホームページコンテンツ「作家で聴く音楽」に新たに2人のインタビュー記事を追加した<sup>33</sup>。

---

<sup>33</sup> 平成23年3月31日現在、25人のインタビュー記事を掲載

## エ 音楽文化の振興を目的とする広報

### ① 「音楽職人が創るステージ」

各方面で活躍しているスタジオミュージシャンによる多様なジャンルの演奏や歌を聴きながら、音楽制作の舞台裏や著作権の大切さを知ることができる事業を宮崎県内の下記会場で実施した。毎年都道府県単位で開催地を変更して実施しており、公演に先立って、地元の学校の吹奏楽部への演奏指導も行っている。

1月14日 川南町文化ホール  
1月15日 清武町文化会館  
1月16日 都城市総合文化ホール

### ② 「昭和の歌人たち」

昭和に活躍した作家に焦点を当て、時代背景に触れながらその人物像や作品を紹介する事業を下記会場で実施した。この模様は、NHKのBS2及びBSハイビジョンで放送された。

7月 5日	第17回	宮川泰氏	けやきホール
8月24日	第18回	佐伯孝夫氏	けやきホール
10月 1日	第19回	三木たかし氏	グリーンホール相模大野
2月 9日	第20回	石本美由起氏	渋谷区文化総合センター大和田

### ③ 「ミュージック・ジャンクション」

世界各国のワールドミュージックを取り上げ、音楽評論家による解説とともに代表曲を演奏する公開講座をけやきホールで実施した。

7月15日 「インド古典音楽の現在(いま)：ビートルズからグローバルへ」  
10月14日 「伝統と革新に揺れ動くフラメンコのギターと歌」  
2月17日 「タンゴ・古くて新しいブエノスアイレスの鼓動」

## オ JASRAC賞の選定・表彰

次の作品を選定し、5月19日、けやきホールで贈呈式を開催した。金賞・銀賞・銅賞の各受賞作品に関する著作者及び音楽出版者<sup>34</sup>に記念品を、同作品の普及に携わった利用者に感謝状を贈呈した<sup>35</sup>。

### 【 JASRAC賞 金賞 】「キセキ」

作詞・作曲：GReeeeN

音楽出版者：株式会社日音

### 【 JASRAC賞 銀賞 】「Ti Amo」

作詞：松尾潔

作曲：Jin Nakamura、松尾潔

音楽出版者：エイベックス・エンタテインメント株式会社

利用者に対する感謝状

レコード製作・販売 エイベックス・マーケティング株式会社

### 【 JASRAC賞 銅賞 】「残酷な天使のテーゼ」

作詞：及川眠子

作曲：佐藤英敏

音楽出版者：株式会社テレビ東京ミュージック

### 【 JASRAC賞 国際賞 】「「ドラえもん」BGM」

作曲：菊池俊輔

音楽出版者：株式会社テレビ朝日ミュージック

### 【 JASRAC賞 外国作品賞 】「ALL YOU NEED IS LOVE」

作詞・作曲：JOHN LENNON

作詞・作曲：PAUL McCARTNEY

音楽出版者(OP<sup>36</sup>)：NORTHERN SONGS LTD

音楽出版者(OP)：MACLEN MUSIC LTD

音楽出版者(SP<sup>37</sup>)：株式会社ソニー・ミュージックパブリッシング

音楽出版者(SP)：イーエムアイ音楽出版株式会社

(敬称略)

<sup>34</sup> 著作権者であり、かつ協会の委託者である者

<sup>35</sup> 受賞作品の流通媒体の傾向等を勘案し、作品の公表、普及に尽くした者に感謝状を贈ることとした。

<sup>36</sup> 著作者の本国の音楽出版者

<sup>37</sup> OPから日本における楽曲の著作権の管理権限付与を受けている音楽出版者



## 4 その他

### (1) 定款の見直し

4月に施行された新定款の実施状況及び9月に開催した臨時社員総会における役員選任の経験を踏まえ、新定款の見直しの必要性等を検討するため、12月、社員総会、役員選任に関する事項等を諮問事項として定款改正委員会を設置した。

同委員会は、平成23年3月までに4回の会合を開き、役員を選任手続の課題の検証、議決権行使書及び表決用紙において賛否の記入欄に正しく記入されていない場合の取扱いの妥当性等について、検討を行った。

### (2) 公正取引委員会への対応

#### ア 排除措置命令への対応

平成21年2月に公正取引委員会(以下「公取委」という。)が下した排除措置命令の取消しを求める協会の審判請求により、同年7月に開始された審判手続については、7回の審判(開始以降、通算12回)と1回の準備手続が開かれた。

引き続き協会の業務の正当性、公取委の主張・立証の問題点等を主張したほか、命令の根拠となった事実認定の誤りを立証するために協会が申し出た計6人への参考人審尋<sup>38</sup>及び菅原理事長への本人審尋がそれぞれ実施された。

双方の主張・立証がほぼ出揃った平成23年2月の審判では審査官の最終意見が示され、同年6月の審判で示す予定となっている協会の最終意見をもって審判手続は終結する見込みである。

#### イ 意見募集への対応

公取委が実施した「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え

<sup>38</sup> 排除措置命令に不服のある者が、独占禁止法違反事実が存在しないことを立証するための手続として、事件に関係する参考人等の取調べを公取委に対して求めることが認められている(独占禁止法59条)。

方について」の別表改定案への意見募集<sup>39</sup>に対し、監視対象事業分野として同改定案に引き続き掲載された「音楽著作権管理業」を削除すべきであるとする意見書を7月に提出した。

### (3) 東日本大震災への対応

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖で発生した大地震と津波によって引き起こされた震災について、次の対応を図った<sup>40</sup>。

- ① 会員及び信託者の被災状況の確認を行った<sup>41</sup>。
- ② 被災者の救援及び被災地の復旧のための義援金として3千万円を拠出することに加え、会員及び信託者から義援金を募ることとした。
- ③ 被災地域の利用者<sup>42</sup>の著作物使用料を平成23年4月から9月までの6か月間徴収しないこととした<sup>43</sup>。
- ④ 仙台支部を3月14日以降当分の間閉鎖するとともに、本部内に仙台支部仮事務所を設置した<sup>44</sup>。

### (4) 社員総会、理事会等の開催

#### ア 社員総会

#### (7) 平成22年度 定時社員総会(6月18日)

[報告事項]

平成21年度事業報告の件

<sup>39</sup> 昭和52年、公取委が独占禁止法8条の4(独占的状态に対する措置)の規定の適切な運用を図るために作成・公表した「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の別表において、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野を監視対象事業分野として明らかにしており、平成18年の改正時から同事業分野に「音楽著作権管理業」が追加された。協会は、これまでも再三にわたって削除を要請する意見書を提出している。

<sup>40</sup> ①～④のほかに、平成23年度の第1回理事会(平成23年4月6日開催)において、被災者支援及び被災地復興のためのチャリティーコンサート等については、出演者に報酬がないこと、入場料収入が全額寄附されることなどを条件に、無償で許諾することとした。

<sup>41</sup> 被災地域に住所又は連絡先がある会員及び信託者に連絡をとるとともに、協会のホームページで情報提供を求めるなど、被災状況の確認を継続している。

<sup>42</sup> 岩手県、福島県及び宮城県の全域と青森県、茨城県及び千葉県の一部に所在し、年間の包括利用許諾契約を締結している飲食店、ホテル、旅館、CDレンタル店、フィットネスクラブ等

<sup>43</sup> 平成23年10月以降の取扱いについては、復興状況に応じて決めることとしている。

<sup>44</sup> 平成23年5月9日には、支部事務所を再開した。

[決議事項]

第1号議案 平成21年度決算書(計算書類)承認の件 【可決】

(4) 平成22年度 臨時社員総会(9月29日)

[決議事項]

第1号議案 理事選任の件 【理事選任】

第2号議案 監事選任の件 【監事選任】

第3号議案 退任理事に対する退職金支給の件 【可決】

第4号議案 退任監事に対する退職金支給の件 【可決】

イ 理事会

定例理事会 12回

臨時理事会 2回

ウ 監事会 12回

エ 委員会等

定款改正委員会 4回 信託契約約款改正委員会 1回

編曲審査委員会 4回 分配委員会 2回

文化事業委員会 2回 役員報酬審議会 1回

(5) 会員及び信託者の異動

ア 会員の異動

(7) 正会員の異動

平成21年度末現在正会員数 1,404名

平成22年度資格取得正会員数 32名

平成22年度資格喪失正会員数<sup>45</sup> 40名

平成22年度末現在正会員数 1,396名

(4) 著作者、音楽出版者等正会員数(平成22年度末現在)

作詞者 240名

<sup>45</sup> 準会員・信託者への立場変更、契約解除、死亡等

作曲者	281名
作詞作曲者	629名
音楽出版者	246名
	計 1,396名

(ウ) 著作者、音楽出版者等準会員数(平成22年度末現在)

作詞者	1,265名
作曲者	898名
作詞作曲者	1,495名
音楽出版者	554名
著作権の承継者(相続による承継者)	266名
著作権の承継者(相続による承継者を除く)	13名
	計 4,491名

イ 信託者の異動

(7) 信託契約数の異動

平成21年度末現在信託契約数	15,308件
平成22年度信託契約新規締結数 <sup>46</sup>	532件
平成22年度信託契約終了数 <sup>47</sup>	288件
平成22年度末現在信託契約数	15,552件

(1) 著作者、音楽出版者等信託契約数(平成22年度末現在)

作詞者	4,372件
作曲者	3,299件
作詞作曲者	5,226件
音楽出版者	2,624件
著作権の承継者(相続による承継者を除く)	31件
	計 15,552件

<sup>46</sup> 音楽出版者事業部との事業部を単位とする信託契約41件を含む。

<sup>47</sup> 契約期間の満了、契約解除等

(6) 業務組織の一部変更

4月1日付けで、次のとおり業務組織を一部変更した。

- ① 広報部と文化事業部を統合し、広報部とした。
- ② 演奏部の2課(演奏課、訟務課)を廃止し、演奏部とした。
- ③ 業務本部に調査部を新設した。

(7) 職員の状況

平成22年度末現在の職員数

	男	女	計
本部	170	139	309
支部	124	44	168
計	294	183	477

## 第2 役員等に関する事項

### 1 会長

- ① 会長選挙について、立候補者が一人であったため、都倉俊一理事が無投票で当選人となり、8月12日、会長に就任した(同氏は8月11日理事を退任した。)
- ② 第6回理事会(8月4日開催)において、8月11日付けで退任する船村徹会長に対し、名誉会長の称号を贈ることを決定した。

### 2 役員

- ① 9月29日開催の臨時社員総会において、理事30人及び監事4人が選任され就任した。このうち、苗村憲司、松下直子、宮武久佳、紋谷暢男の4氏は外部理事として、大井和人氏は外部監事として選任された<sup>48</sup>。
- ② 臨時社員総会終了後に開催された第8回理事会において、理事長に菅原瑞夫氏を、常務理事に野木武壽、近藤正美、渡辺誠の3氏を、常任理事に小原正幸、浅石道夫、北田暢也、大橋健三の4氏をそれぞれ選定した。
- ③ 臨時社員総会終了後に開催された監事会において、常勤監事に宮脇正弘氏が選定された。
- ④ 加藤衛氏は、任期満了により9月29日をもって理事長を退任した。同氏に対しては、同日開催の第8回理事会において、相談役の称号を贈ることを決定した。
- ⑤ 角山由美、川上拓美、小六禮次郎、たかたかし、矢内廣、山田孝雄の6氏は、任期満了により、9月29日をもって理事を退任した。
- ⑥ 朝妻一郎、堀一貴の2氏は、会員代表者の変更に伴い、堀氏は6月26日、

<sup>48</sup> 外部理事とは、一般社団法人の理事であって、当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、過去に当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人となることがないものをいう。外部監事とは、一般社団法人の監事であって、過去に当該一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人となることがないものをいう。外部理事及び外部監事として選任された5氏とは、責任の限度を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律113条1項の最低責任限度額とする責任限定契約を締結している。

朝妻氏は9月29日をもって理事を退任した。

⑦ さいとう大三氏は、任期満了により、9月29日をもって監事を退任した。

以上により、9月29日をもって役員等は次のとおりとなった。

会長 都倉 俊一

理事長 菅原 瑞夫

常務理事 野木 武壽 近藤 正美 渡辺 誠

常任理事 小原 正幸 浅石 道夫 北田 暢也 大橋 健三

理事 秋元 康 荒木 とよひさ いで はく 上原 徹  
大竹 健 岡 千秋 岡田 富美子 川口 真  
喜多條 忠 桑波田 景信 弦 哲也 三枝 成彰  
千住 明 竹内 一 谷口 元 平尾 昌晃  
堀 一貴 水木 れいじ

外部理事 苗村 憲司 松下 直子 宮武 久佳 紋谷 暢男

常勤監事 宮脇 正弘

監事 もず 唱平 四方 章人

外部監事 大井 和人

## 内部統制システムの整備に関する基本方針

### I 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

当協会は、「音楽の著作物の著作権を保護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、もって音楽文化の普及発展に寄与すること」を目的として掲げ、音楽の著作物の著作権に関する管理事業、音楽文化の振興に資する事業などを通じて実践している。

当協会は、これらの事業の運営について、その指針となる「JASRAC行動指針」に基づき、コンプライアンスを最優先して適切に行うとともに、次のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

### II 内部統制システムに関する体制の整備

#### 1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(法人法第90条第4項第5号及び法人法施行規則第14条第4号関連)

理事及び職員等が、法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理を持ち、適切に職務を執行していくために、以下の取組みを行う。

- (1) 「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づき、当協会の社会的信頼の維持及び向上に資するための体制を整備するほか、公益通報者保護に関する体制を整備し、理事及び職員等の適切な職務執行を行う。
- (2) 理事及び職員等に対して、定期的に研修等を実施して、法令及び定款等違反を未然に防止する。

#### 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(法人法施行規則第14条第1号関連)

理事の職務の執行に係る情報の管理を行い、適正かつ効率的な職務執行に資するため、以下の取組みを行う。

- (1) 理事の職務執行に係る情報として、理事会等主要な会議の議事録、社内決裁に係る起案書、各種契約書等を「文書処理規則」等の業務規程に基づき、保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、



保存する。

- (2) 「電磁的業務情報保護管理規程」等の業務規程に基づき、情報セキュリティ体制を構築し、文書又は電磁的情報等の漏洩、紛失等を防止するとともに、情報の管理を徹底する。

### 3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制(法人法施行規則第14条第2号関連)

協会を取り巻く危険やリスクがもたらす損失を予防するとともに、実際に損失が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、以下の取組みを行う。

- (1) 「リスク管理規程(※)」等の業務規程に基づき、協会の業務に関する様々なリスクを未然に防止するとともに、実際に損失が発生した場合には、直ちに理事会及び理事長に情報が伝わる仕組みを構築し、損失の最小化に努める。
- (2) 協会の財産の損失を防ぐために、協会財産の管理・運用に係る基準等を定める。

### 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(法人法施行規則第14条第3号関連)

理事の職務執行が効率的に行われるため、以下の取組みを行う。

- (1) 各事業年度のはじめまでに事業計画及び収支予算を定め、限られた経営資源を効率的に活用する。
- (2) 定例理事会を月1回開催する。
- (3) 業務運営を円滑に行うため、理事長、常務理事、常任理事、協会の職員等で組織する経営会議及び業務執行会議を定期的に開催し、理事長若しくは常務理事又は常任理事の職務執行を効率的に行うための審議を行う。
- (4) 「経理規程」、「決裁処理規則」等の業務規程により、理事及び職員等の職務執行が円滑に行われるよう、その基準を明確に定める。

### 5 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(法人法施行規則第14条第5号関連)

監事から、監事の職務を補助すべき職員等の要請があった場合は、速やかに監事補助人を配置し、監事補助人は監事の指示に従いその職務を遂行する。

**6 監事の職務を補助すべき使用人の理事からの独立性に関する事項**(法人法施行規則第14条第6号関連)

監事の職務を補助すべき職員等を置いた場合には、その独立性を確保するため、当該職員等の人事異動、人事考課等については、監事の意見を尊重する。

**7 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制**(法人法施行規則第14条第7号関連)

理事及び職員等が、①法令、社会規範及び協会の規程等に違反し、又は違反するおそれがある事項、②協会の社会的信頼又は事業運営の公平・公正を失わせ、又は失わせるおそれのある事項、③その他、協会の業務又は財産に重要な損害をおよぼすおそれがある事項を発見したときには、遅滞なく監事に報告する体制を整備するとともに、当該体制を理事及び職員等に周知徹底する。

**8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制**(法人法施行規則第14条第8号関連)

監事の監査が実効的に行われるため、以下の取組みを行う。

- (1) 監事の求めに応じて、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等は、定期的及び随時、監事と意見交換を実施する。
- (2) 監事は、経営会議、業務執行会議その他の重要な会議に出席できるものとする。
- (3) 監事は、職務執行の状況及び内部統制の実施状況を監査するために、理事及び職員等に対して、いつでも報告を求めることができる。報告を求められた理事及び職員等は、当該事項について速やかに報告を行う。

以上

(※) 新たに制定予定の規程